

令和7年度地域一体となった観光地域づくり検討業務委託仕様書

1 業務名

この業務は「令和7年度地域一体となった観光地域づくり検討業務」（以下「本業務」という）と称する。

2 業務の目的

長岡市は、守門岳から日本海まで広い市域の豊かな自然と、その恵みがもたらす日本酒や農産物、地域の歴史や文化を楽しめる観光スポットや体験コンテンツが豊富で、多くの観光客の来訪を促す魅力を持ちながらも、その磨き上げや広報周知が不足していたり、高速道路や新幹線の便の良さから旅行の通過点とされるなど、認知度のアップや来訪者の滞在時間の延長及び消費額の向上を図る取り組みが必要となっている。

このような取り組みを進めるためには、様々な主体が相互に幅広く連携・協力し、地域一体となった観光地域づくりを進めるとともに、取り組みの核となる組織の設立とその組織の強化が必要になる。

本業務では、本市観光の現状や課題の分析を踏まえ、行政及び地域のステークホルダー（市内観光関連事業者等）の参加により、今後の観光地域づくりの中心的役割を担う新たな組織（以下、「新たな組織」という。）の設立にむけてその機能やあり方について検討を行うもの。なお、将来的な観光地域づくり法人（DMO（Destination Management/Marketing Organization））の設立を見据えた上で、検討を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務委託金額

8,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の対象事業

5 委託業務の概要

（1）各種調査の実施

長岡市の観光の現状分析や新たな組織の機能やあり方を検討するのに必要な調査（観光動態調査等）の実施。

なお、観光消費額や来訪者満足度、リピート率等については長岡市において、来訪者アンケートを実施し把握するため、原則として本委託事業では実施しない。本アンケート結果については、必要に応じて委託者から受託者に提供する。

（2）セミナー・ワークショップ等の開催

5（1）で実施する調査結果等踏まえ、地域のステークホルダーと伴に本市の観光

の現状及び課題の分析を行った上で、新たな組織の果たすべき機能及び収益確保の方策、それらに必要な組織のあり方等の検討を行うもの。

- ・開催数 3回または4回
- ・開催場所 長岡市内で市が指定する場所
- ・参加者 行政及び地域の地域のステークホルダー（市内観光産業事業者等）
地域のステークホルダーについては、定員を最大 20 名とし、参加者謝金は委託者から参加者に支払うこととする。

（３）次年度以降の方向性の提案

５（１）及び（２）の業務を踏まえ、新たに設立する組織の機能及び体制案とその設立、実働に向けたロードマップを提示する。

6 業務内容

５（１）、（２）及び（３）を実施するあたり、下記の業務を実施すること。

（１）事業全体の企画、助言

長岡市の観光の現状、課題を十分に共有した上で、新たな組織が担うべき役割、機能、人材等について、関係者の理解が深まる企画内容とすること。

（２）打ち合わせ協議等

市及び関係事業者と入念な事前打ち合わせを実施すること。

（３）セミナー・ワークショップ等の運営

セミナー・ワークショップの進行、講師の選定、依頼、謝金の支払い、ファシリテーション、参加者の議論の取りまとめ等を行うこと。

（４）議事録等取りまとめ

セミナー・ワークショップの議事録を作成すること。

（５）参加者アンケートの実施

セミナー・ワークショップの参加者を対象としたアンケートを実施し、本事業における効果検証を行うこと。

（６）その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

7 業務の成果品及び提出期限

（１）業務完了報告書 ２部（令和 ８ 年 ３ 月 31 日まで）

A4 版・表紙及び本文カラー刷り

（２）上記成果品の本市の指定する形式（Ms-Word、Ms-Excel、PDF 等）の電子データ

8 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求するこ

とができる。

9 その他留意事項

- (1) セミナー・ワークショップ等の会場使用料及び参加者謝金（講師謝金を除く）を除き本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (4) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。